

株式会社ブリッジ 行動計画

次世代育成対策推進法に基づく行動計画策定指針に掲げられた基本視点を踏まえ、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年8月1日～令和5年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を70%とする。

(式) 全取得日数 / 全付与日数(繰越日数を含まない) × 100 (%)

<対策>

- 令和2年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和2年 10月～ 年始年末休暇を連続して取得できる体制を作る
- 令和3年 1月～ 年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- ・従業員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ・育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・子を養育する従業員が利用できる短時間勤務制度の利用を促進する。
- ・育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

<対策>

- 令和2年 8月～ 従業員へのアンケート調査、問題点の洗い出し
- 令和2年 10月～ 制度の拡充についての社内委員会での検討
- 令和3年 1月～ 育児休業経験者との懇談会の設定
- 令和3年 4月～ 制度内容等について社内広報誌などにより従業員に周知

目標 3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2 年 8 月～ 相談窓口の設置について検討開始
- 令和 3 年 1 月～ 相談員の研修
- 令和 3 年 4 月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標 4：子の看護休暇制度を拡充する

(子の対象年齢の拡大、時間単位での取得を認めるなどの利用しやすい制度の導入)

<対策>

- 令和 2 年 8 月～ 従業員のニーズの把握、検討開始
- 令和 3 年 1 月～ 小学校就学前の子を持つ従業員に対し、勤務時間の工夫、周囲のサポート体制を進める
- 令和 3 年 4 月～ 制度導入、社内広報誌などによる従業員への周知